

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」について 国民年金保険料は、所得控除の対象です

申告の対象となる年の1月1日から12月31日までの間に納付した国民年金保険料は、年末調整や確定申告のときに、控除を受けることができます。控除を受けるには、日本年金機構から届く「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。

- ※金融機関等で保険料を納付したときの領収書でも、控除を受けることができます。
- ※ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その保険料を、納付したご本人の社会保険料控除の申告に加えることができます。ご家族あてに届いた控除証明書、またはご家族の保険料を納付したときの領収書を添付して、申告してください。

控除証明書が届く時期

平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方・・・11月上旬
令和元年10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方・・・令和2年2月上旬

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤルへ!!

●ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004(ナビダイヤル) ※番号が050から始まる電話でかける場合 ☎03-6630-2525
受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く平日…8時30分～19時 第2土曜日…9時30分～16時
※12月29日から1月3日までの間は、ご利用いただけません。

☎市民協働部保険医療課(庁舎1階) 担当:川居美香 ☎43-0501

12月1日は「世界エイズデー」

治療法の進歩により、HIV(※1)感染の早期発見や治療の早期開始、継続でエイズ(※2)の発症を防ぐことができるようになり、感染していない人と同様の生活を送ることが期待できるようになりました。

また、治療により、体内のウイルスの量が減少すれば、他の人に感染するリスクが大きく低下することも確認されています。感染が心配なときは、すぐに検査を受けましょう。

HIV抗体・肝炎・梅毒検査、相談

※相談無料、要事前予約

毎月第1・3木曜日

受付時間13時30分～14時10分

※秘密は、厳守されます。

※1 HIV…ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)の略称

※2 エイズ…HIVに感染した人のうち、ウイルスが引き起こす免疫の低下による合併症を発症した状態。

★HIVは、エイズの原因となるウイルスの名称で、HIVによりエイズが引き起こされます。

☎加東健康福祉事務所 健康管理課
☎42-9436

女性のがん個別検診の申込みは、お早めに!!

2年に1度は検診を受けましょう!

女性のがん検診(子宮頸がん、乳がん)の受診料の一部を助成しています。

対象 市内に在住の女性で次の年齢の方

子宮頸がん検診 20歳以上の偶数年齢

乳がん検診 40歳以上の偶数年齢

※年齢は、令和2年4月1日現在

受診場所 加東市民病院

申込方法 電話

申込先 加東市民病院(☎42-5511)

実施期間 令和2年2月28日(金)まで

申込期間 令和2年2月21日(金)まで

※実施期間終了前は、混み合いますので、早めにお申し込みください。

助成後の自己負担金額

子宮頸がん検診(20歳以上)・・・1,500円

乳がん検診(40歳代) ……2,000円

(50歳以上)・・・1,500円

※いずれの検診も、後期高齢者医療保険に加入している方、生活保護を受給している方は、無料で受診いただけます。

☎健康福祉部健康課(庁舎2階)
担当:吉田里奈 ☎42-2800



粗大ごみ・小型家電拠点回収

小型家電、プラスチック類、金属類、廃食用油の再資源化のために、「粗大ごみ・小型家電拠点回収」事業による拠点回収を実施します。

☎市民協働部生活環境課(庁舎1階) 担当:田中宏樹 ☎43-0503

お住まいの地域	実施日	搬入時間	搬入場所
☑社地域	11月10日(日)	8時30分～12時(8時開場)	上中埋立処分地
☑東条地域	11月17日(日)	※周辺への迷惑になりますので、開場前の来場は、ご遠慮ください。	JAみのり 東条ライスセンター前
☑滝野地域	12月1日(日)		播磨中央公園臨時駐車場(滝野文化会館西側)

※原則、雨天決行ですが、警報発令時等の荒天時は、12月8日(日)に順延します。(全会場共通)
順延する場合は、ケーブルテレビ文字放送と防災行政無線でお知らせします。

種類	品目例
持ち込みできるもの 小型家電	携帯電話、パソコン、ワープロ、掃除機、扇風機、電気ポット、ドライヤー、小型シェーバー、電話機など、家庭で使用する電気機器 ※個人情報が含まれるものは、事前に必ずご自身で情報を消去してから搬入してください。 ※掃除機は、本体(小型家電)とホース(プラスチック類)に分けて搬入してください。
プラスチック類	プラスチックのみの製品 バケツ、ハンガー、衣装ケース等 金属と複合している製品 おもちゃ、時計、洗濯ばさみ等
金属類	自転車、一輪車、草刈り機、湯沸かし器、ファンヒーター、ストーブ、その他金属製品等 ※燃料は、抜いてから搬入してください。
廃食用油	菜種油、大豆油、コーン油、サラダ油等の植物油 ※天かす等の異物を取り除き、食用油容器やペットボトルに入れてください。

持ち込みできないもの

- ☐家電リサイクル法対象商品(テレビ、エアコン、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫)
- ☐木製品(家具、建具等) ☐寝具類(ふとん、マット等) ☐カーボンファイバーやグラスファイバー製品(スキー板、釣り竿等)
- ☐ガラス、布、皮革、木製部分がついた製品(魔法瓶、チャイルドシート、ベビーカー等)
※金属、プラスチックが主であるものでも、そのままでは、持ち込めません。ガラス、布、木製等の部分を取り除いてください。
- ☐塩化ビニルが含まれるもの(ビニルホース、お風呂のフタ等)
- ☐自動車等の部品(バンパーやタイヤ等)
- ☐農業や事業活動(個人事業を含む。)で使用したもの
※事業で排出される金属くずや廃プラスチックは、産業廃棄物として適正に処理してください。

注意事項

- ☐お住まいの地域以外の搬入場所には、搬入できません。お住まいの地域を確認するため、運転免許証等、住所を確認できるものをご持参ください。
- ☐搬入したものは、搬入者自身で降ろしてください。
- ☐あらかじめ小型家電、プラスチック類、金属類、廃食用油に分けておいてください。
- ☐待ち時間が発生することがあります。特に、開始直後は、混み合います。
- ☐会場には、段差や未舗装部分があります。車両が汚れることについて、あらかじめご了承ください。また、車高の低い車両での搬入は、ご遠慮ください。
- ☐場内での搬入者、搬入車両同士の事故、トラブルについて市は、一切責任を負いません。
- ☐ほかの方が搬入されたものを持ち帰ることは、できません。

ご家庭で井戸水の利用を開始、廃止された方へ

☎上下水道部管理課(庁舎3階)
担当:遠藤祐希 ☎43-0533

井戸水を使用され、下水道に排水されているご家庭で、世帯の人数に変更があったときや、井戸水の利用を開始、または廃止されたときは、下水道使用料が変わります。『汚水排除量認定基準異動届』に必要事項を記入のうえ、水道お客さまセンター(庁舎3階)に提出してください。届出日の翌月から使用料が変わります。

汚水排除量認定基準異動届 水道お客さまセンター、市ホームページ

提出方法 持参 **提出先** 水道お客さまセンター